

17項(証明書類)の規定により確定申告書に添付すべき書類については、2-41に準ずる。

2-65 措置法第37条の6(特定の交換分合により土地等取得した場合の特例)の規定は、個人の信託財産に属する土地等と同条第1項に規定する土地等に該当するものが同項第2号に掲げる場合に該当することとなる場合において、その受託者が同項に規定するものとして同条に掲げる土地等の取得をしたときについても適用することができる。

この場合において、同条第1項の規定の適用を受けようとする者が、同条第2項の規定により確定申告書に添付すべき書類については、2-41及び2-48に準ずる。

(大規模な住宅地造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例の適用)

2-66 措置法第37条の7(大規模な住宅地造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例)の規定は、個人の信託財産に属する土地等が同条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定に該当することとなる場合において、その受託者が当該個人の信託財産に属するものとして同条第1項に掲げる土地に該当する土地の取得(同項に掲げる交換又は譲受けによる取得に限る。)をしたときについても適用することができる。

この場合において、同項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者が、同条第4項又は第5項の規定により確定申告書に添付し、又は提出すべき書類については、2-41又は2-48に準ずる。

〔その他〕

(相続財産に係る譲渡所得の課税の特例の適用)

2-67 措置法第39条第1項(相続財産に係る譲渡所得の課税の特例)に規定する「課税価格の計算の基礎に算入された資産」には、個人が同項に規定する相続又は遺贈により取得した信託受益権(遺贈による取得があつたものとみなされるものを含む。)の目的となつていない信託財産の構成物(当該相続又は遺贈の時に当該信託財産に属していたものに限る。)で同項の要件に該当するものが含まれる。

(住宅を取得した場合の所得税額の特別控除の適用)

2-68 措置法第41条(住宅を取得した場合の所得税額の特別控除)の規定は、個人(居住者に限る。以下この項において同じ。)の信託居住用家屋(同条第1項に規定する居住用家屋で、個人の信託財産に属するものをいう。以下2-69までにおいて「住宅」として個人(信託居住用家屋)に規定する家屋で、個人の信託財産に属するものとして、2-69までにおいて

同じ。)の新築又は取得(信託受益権の取得によるものを含む。)があつた場合において、これらの家屋の新築又は取得の状況並びにこれらの家屋に係る借入金又は債務の状況等が同条第1項の規定に該当することとなる場合においても適用することのできるものであるが、これらの場合における同条の規定の適用については、次の諸点に留意される。

(1) 個人の信託財産として新築し、又は取得された家屋が、区分建物の各部分(措置法令第26条第1項第2号(住宅用家屋の範囲)に規定する各部分という。)の2以上に相当するものであり、かつ、当該2以上の部分のうち当該個人の居住の用に供される部分とそれ以外の用に供される部分とがあるときは、当該個人の居住の用に供される部分が区分所有登記又は信託契約書(受益権証書を含む。)において区分所有されていることが確認されない限り、同項に規定する「その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分が専ら当該居住の用に供されるもの」に該当する要件に適合するかどうかについては、床面積の全部の床面積の合計を基礎として判定すること。

(2) 信託居住用家屋又は信託居住住宅が居住の用に供されているかどうかは、これらの家屋の受益者について判定すること。

(3) 措置法第41条第1項に規定する借入金又は債務には、その家屋を居住の用に供している個人の信託居住用家屋又は信託居住住宅の新築の工事の請負代金又は取得の対価の類が、信託居住用家屋又は取得の対価の類が、信託居住用家屋又は信託居住住宅に係る部分とそれ以外の信託財産の構成物に係る部分とから成るものであるときは、上記による受託者の証明は、当該信託居住用家屋又は信託居住住宅に係る部分のみを明記して行うものとする。

(注) 信託受益権の取得による信託居住用家屋又は信託居住住宅の取得があつた場合において、これらの家屋の取得に係る上記の借入金又は債務が措置法第41条第1項各号に規定する「償還期間が10年以上」のもの又は「賦払期間が10年以上」のものに該当するかどうかについては、当該信託受益権の取得の時に残存する償還期間又は賦払期間を基礎として判定することに留意する。

(4) 信託居住用家屋又は信託居住住宅の新築又は取得しようとする者は、措置法令第26条第2項(既存住宅の範囲)又は措置法第41条第4項(申告手続)の規定により、措置法規則第18条の14第1項及び第7項(住宅を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合の添付書類等)並びに第18条の15第2項(住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書)に掲げる登記簿の謄本又は抄本その他の書類をその確定申告書に添付する必要があるが、これらの添付に当たつては、次の諸点に留意すること。

イ 同規則第18条の14第1項に掲げる登記簿の謄本又は抄本には、取得した信託居住住宅の信託原簿の謄本又は抄本が含まれる。同条第7項第1号のイに掲げる登記簿の謄本又は抄本で、信託居住用家屋に係るものについても同様とする。

ロ 同項第1号のイ及び第2号のイに掲げる書類(登記簿の謄本又は抄本を除く。)については、これらの書類がその者の信託居住用家屋又は信託居住住宅の新築又は取得に係るものである旨の受託者の証明を受けること。

ハ 措置法規則第18条の15第2項の規定による住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書が個人の信託財産に帰属する借入金又は債務の金額(信託居住用家屋又は信託居住住宅の新築又は取得に係るものに限る。)につき交付されたものである場合には、当該証明書のその他の信託居住用家屋又は信託居住住宅の新築又は取得に係るものである旨の受託者の証明を受けること。

この場合において、当該証明書に記載されている「住宅借入金等の金額」又は「新築の工事の請負代金又は取得の対価の類」が、信託居住用家屋又は信託居住住宅に係る部分とそれ以外の信託財産の構成物に係る部分とから成るものであるときは、上記による受託者の証明は、当該信託居住用家屋又は信託居住住宅に係る部分のみを明記して行うものとする。

(年末調整に係る住宅を取得した場合の所得税額の特別控除等の適用)

2-69 措置法第41条の2(年末調整に係る住宅を取得した場合の所得税額の特別控除)又は第41条の3(住宅を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受ける者が居住用財産に係る課税の特例を受けける場合の修正申告等)の規定は、信託居住用家屋又は信託居住住宅の新築又は取得につき同条第41条第1項の規定の適用を受けた者について適用する。

第3 法人税に関する取扱い〔省略〕

第4 相続税及び贈与税に関する取扱い〔省略〕

(所得税基本通達36-30(課税しない経済的利益...使用が負担するレクリエーション費用)の運用について)(昭61直所3-21)

標記通達のうち使用者が、役員又は使用人(以下「従業員等」という。)のレクリエーションのために行う慰安旅行の費用を負担することにより、これらの旅行に参加した従業員等が受ける経済的利益については、下記により取り扱うこととされた。なお、この取扱いは、昭和62年1月1日以後実施される旅行に係る経済的利益から適用する。

(趣旨)

最近における社会情勢等の変化を踏まえ、慰安旅行に参加したことにより受ける経済的利益の課税上の取扱いの明確化を図つたものである。

使用者が、従業員等のレクリエーションのために、慰安旅行の費用を負担することにより、これらの旅行に参加した従業員等が受ける経済的利益については、次のすべての要件を満たしている場合に限り、課税しなくて差し支えない。

- (1) 当該旅行に要する期間が2泊3日(目的地在外の場合には、目的地における滞在日数による。)以内のものであること。
- (2) 当該旅行に要する費用の50%以上を使用者が負担していること。
- (3) 当該旅行に参加する従業員等の数は全従業員等(工場、支店等で行う場合には、当該工場、支店等の従業員等)の50%以上であること。